

報告第8号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区下井草二丁目在住 個人	事故日：平成30年12月7日 場 所：杉並区上荻一丁目2番1号 区立荻窪東地下自転車駐車場 ・停めていた自転車を出庫させようと自転車を上段ラックから降ろした際、ラックが急に上に跳ね上がり下顎に当たって受傷した。 (都市整備部)	4,870円
			平成30年12月26日
2	杉並区阿佐谷南一丁目在住 個人	事故日：平成31年1月15日 場 所：杉並区阿佐谷南一丁目41番 ・阿佐谷東保育園の園児が園庭から石や花壇の球根などを道路に投げている際、隣家の駐車していた車に当たり、ボンネット等を損傷させた。 (保健福祉部)	258,800円
			平成31年3月27日

3	杉並区高井戸西 三丁目在住 個人	事故日：平成31年2月1日 場 所：杉並区高井戸西二丁目12番16号	17,280円
		・保育園に向かう際、街頭消火器のスチール製格納箱の一部が破損してめくれていた部分に、着ていたコート右腕部が引っ掛かり損傷した。 (危機管理室)	平成31年3月26日